

【福岡市】 エンジニアビザの創設

H31. 4. 19 福岡市提出
③エンジニアビザの創設について

趣旨

外国人エンジニアについて **就労に必要な期間を予見可能**とし **就労環境を整備**したい

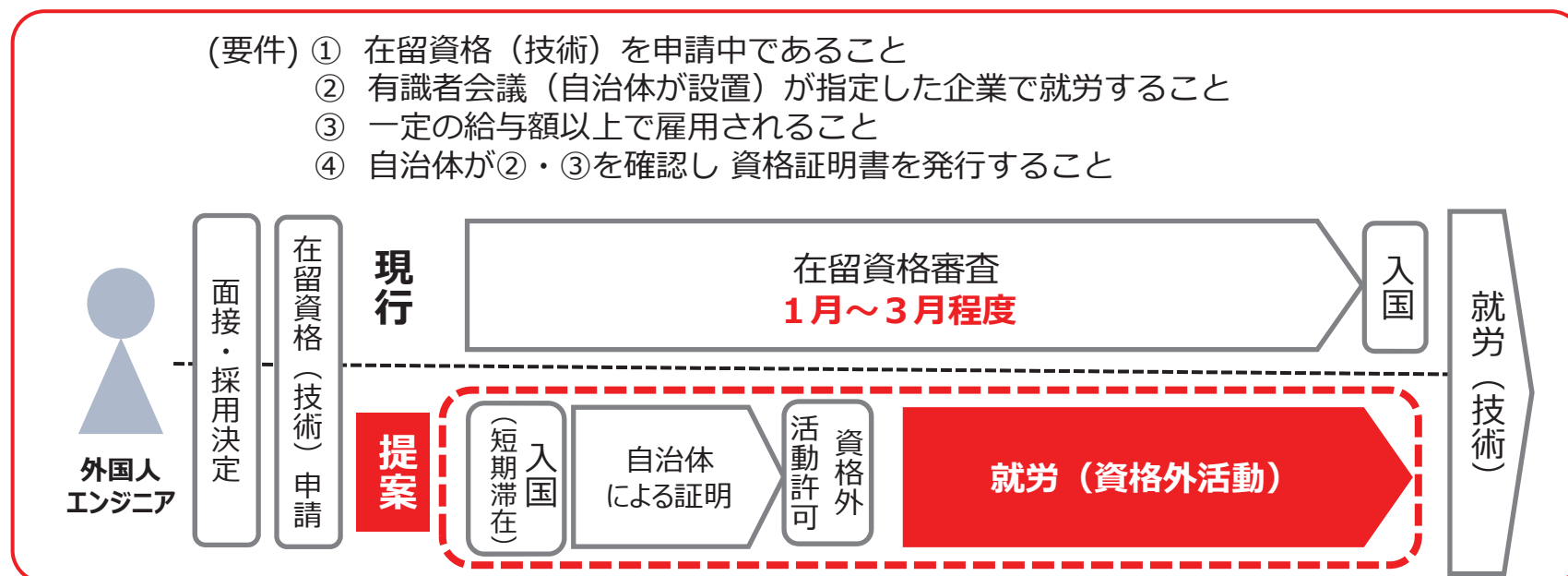
現状

外国人エンジニアの在留資格（技術）の審査期間は **1月～3月と大きな幅**

（エンジニア）就労時期を予見できない ↔ （企業）雇用時期を予見できない

提案

自治体の証明を条件に
在留資格審査中に **在留資格（短期滞在）の「資格外活動」として就労**を認める



参考：資格外活動

- 在留資格に属さない「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に必要な許可
- 在留資格（短期滞在）への資格外活動の許可は認められていない

● 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

第19条（略）

- 2 法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。

● 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）

第19条（略）

- 5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。
- 一 一週について二十八時間以内（中略）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（略）
 - 二 前号に掲げるもののほか、地方入国管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動